

と思います。

○佐々木謙二議長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 今、議員お話ありましたように、地域性といいますか、そちらの部分については現状の把握もある程度しておりますので、入ります前にもう一度その地域の方との話し合いをさせていただきたいというふうに考えております。

○佐々木謙二議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、大沼久議員から午後の会議に遅刻する旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

### 高橋孝夫議員の質問

○佐々木謙二議長 順位8番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 大変お疲れさまでございます。私は、市の行財政運営が市民生活の向上に資するものとなるよう祈りながら一般質問を行います。

通告しております3点について順次質問を申し上げますので、明確な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、平成20年度施政方針についてです。

3月4日の市長の施政方針をお聞きをして私は、厳しい財政実態にありながらも1つは、絵本の読み聞かせを通じて赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合いながら楽しい時間を共有し、心の触れ合いを持つきっかけづくりを支援するブックスタート事業を実施するとしたこと、2つは、母子健康手帳の交付時における妊婦受診券の交付を2回分から厚生労働省が呼びかけている少なくとも5回の助成をというレベルにまで拡充を図られたこと、3つは、学童クラブの受け入れについては3年生までとしていたものを6年生まで拡大をすること、4つは、平成21年度からの耐震整備の内容について検討に入ることとしたこと、5つは、懸案であった生涯学習プラザ東側グラウンドの整備を含めた市内社会体育施設の将来構想を固める決意を示されたことなどに前向きな姿勢を感じたところです。ぜひ強力で推進をしていただきたいと思います。

反面、私の頭ではなかなか理解できないこと、そして今後の計画策定では十分とは言えませんが、提案申し上げたいこともあり、以下項目ごとに申し上げたいと思っております。

第1点目は、施政方針と同時に提案されている議案との関連でどう整理が図られたのかという点について3点市長に伺います。

その1つは、「施政方針での地区長の皆様からは隣組や地区の再編について市として検討すべきとの意見が出されました。ぜひ平成20年度に各地区の皆様と地区組織のあり方について話し合ったいと思います」と触れられていることと本定例会に提案をされている長井市地区長設置条例の一部改正案との整理についてです。

地区長設置条例の一部改正案の内容は、既に同僚議員からの質問でも明らかなように、1つは地区長手当の20%程度の減額であり、2つは

地区長調整手当の全廃、そして3つは隣組長手当の半減となっています。私は、施政方針と条例の一部改正案はなかなか結びつけることができませんし、整理することができません。

まして先日の蒲生吉夫議員の質問に対する総務課長の答弁、具体的には「地区や隣組などの統合などに対する市の支援策を今後検討していきたい。その検討とあわせて地区長手当の支給基準である平等割・世帯割の比率割合も検討したい」とする答弁をお聞きをして混乱をしているところです。

市長にお伺いをいたします。第1は、平成20年度中に地区や隣組という地区組織のあり方について話し合うという方針であれば、その話し合いにあわせて地区長や隣組長の任務と手当のあり方についても検討していくということが必要なのではないかとということです。財政再建策の一つとしての地区長や隣組長手当の削減という考え方が先行する余りせつかくの話し合いが果たして活発化するかといえ、私は甚だ疑問です。

地区長の調整手当全廃という考え方は別として、私は少なくとも地区長や隣組長の任務の整理とそれに見合う手当のあり方は切り離して考えることはできないし、してはいけないのではないかと感じます。まず手当を削減してから、その後に話し合うのではなく、話し合いの中で整理した上で手当も決めていくという手法をとることが必要なのではないかと考えますが、どうでしょうか。

そうならば先日の総務課長答弁も生きてくるし、何回も地区長設置条例の改正をするなどということにはならなくなると考えますが、いかがでしょうか、市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

第2は、隣組のあり方についての整理について伺います。私は、現実問題として各地区で世帯の高齢化やひとり暮らし世帯の増加などから、

これまでの隣組組織の運営が困難になってきていると感じています。隣組再編の考え方や隣組を構成する世帯数の一定の整理や基準の設定などをこの話し合いに期待している一人です。当面この隣組のあり方についての整理を集中的に進めながら一定の基準などを明らかに示していくことが大切と考えますが、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

この項目の2つ目は、施政方針で触れている「平成20年度については部分的な組織の見直しにとどめ、各管理職や有識者などから意見を求めながら将来の職員採用も含めた人員構成と組織機構のあり方を検討し、平成21年度に試行してまいりたい」ということと実際に私たちにはなかなか見えにくいところで進められようとしている組織機構の変更についてです。

これについては1点だけ伺います。これまで会計課の所管事務であった工事検査係を平成20年度からは財政課の所管とするという構想があると仄聞をしています。私は、会計課の所管とする考え方にも疑問を感じてきましたが、だからといって財政課の所管とすることについてもなかなか理解ができません。財政課は事業ごとの予算を決めると同時に、各種入札についても立ち会いを含めてかわりがある部署であることはご案内のとおりです。そこに工事検査部門を置くことには何か違和感を感じます。

私は、むしろこの工事検査部門はどの課とも関連をしない一つの独立機関として扱うことが妥当ではないか、適当ではないかと考えています。

したがって、私は、20年度の検討にこの工事検査という位置づけも含めて検討された上で21年度からの対処方針を決められた方がよいと考えますが、これまでの検討内容とあわせて市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

3つ目は、施政方針でいう「少子化に対応した保育サービスについては地域の皆様、保護者

+

の皆様のお意見をお聞きしながら長井市保育計画を平成20年度に策定してまいります」という方針と議案第28号 長井市児童センター設置条例の一部改正案、さらに議案第29号 長井市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部改正案に関する整理について伺います。この問題については既に何人かの議員が取り上げられていますから、多くは申し上げません。

しかし、私は、しっかりとした計画を定め、関係者や保護者等との話し合いを積み上げて理解と納得の上で児童センター負担金や学童保育負担金の増額負担をお願いするという手法が必要と考えますし、今回は順序が全く違うと思います。

先日の一般質問で市長は、「事前の計画を示して了解をもらうということが必要だった。反省している。計画がなく進んでしまった。今回の案は準備不足である」などと答弁をされていますから、このたびの進め方や提案は十分ではないという認識を示されたと感じています。

私は、児童センター負担金が引き上げられるという山形新聞の記事を読んだということで市民の方から電話をいただきました。その内容は、昨年10月1日付の「広報ながい」で募集要項を見たときに使用料は月1万3,000円、おやつ代は月2,000円ということで安心して申し込みをした。しかし、月4,000円も上がるということでは話が違うのではないかと。年間5万円近く負担がふえることになる。生活設計が狂ってしまう。しかも入園する間近になってこれでは、ほかの保育所などに移ることもできないのではないかと。おかしいし納得できない。説明会の案内をもらったが、そのときにはもう決まっているのではないかと。そんなやり方はおかしい。議会はしっかりしてほしいというものでありました。私は、もっともなおしかりだし、的を射た指摘だと感じました。

この間の議会でのやりとりや申し上げました

ような市民からの声や指摘を聞いて私は、今回の増額とする提案は一たん取り下げられて、いつの時点になるかわかりませんが、きちっと計画をつくり、説明を続けて理解と納得の上で再度提案をされるというのが当局のとるべき措置ではないかと考えますが、どうでしょうか、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、保育計画の策定の考え方と進め方について伺います。平成20年度中に保育計画を策定するという方針を示されたことについては賛同をします。ぜひ市民や保護者、そして何よりも子供たちにとって明確でかつ具体的な内容のある計画に仕上げさせていただきたいと切に思います。

私は、保育計画策定に当たって2点提案をさせていただきます。先日の一般質問における市長の答弁では、「児童センターは保育所に近いものにしていきたい。給食や延長保育などいろいろな要望が出されており、それらを実施できるようにと考えている」などの内容のことが触れられました。私もこれらの考え方には賛成ですし、早い時期の実現を願うものであります。そのことを踏まえてご提案を申し上げます。

その第1は、保育計画を単に児童センター運営や展開策にとどめるのではなく、妊娠から出産、そして幼児の時代から中学校を卒業するまでの期間に至るまでの総合的な子育てプランの一環として位置づけながら具体化できないかということです。

先日の蒲生光男議員の質問に対する市長答弁では、「子育て環境整備は住宅政策や教育、雇用、まちのイメージなども含んだ幅広いものととらえている」という考え方が示されました。私は、その考え方は前向きなものとしてお聞きをしたところです。

そういう方向で進めていくには、それこそ幼児期だけではない総合的な計画づくりが求めら

れていると私は考えます。申し上げましたような位置づけで検討され、策定していただきたいと考えますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

第2は、児童センターの保育園化をどうするか、一つの考え方を申し上げます。長井市では、保育園と児童センター、当時は児童館という名称でしたが、その2つの機能を併設して運営していた時代がありました。具体的には西根保育園と児童館の併設による運営形態であります。残念ながらこの運営形態は、西根地区公民館建設時に児童館も入れるということから、その時点で児童館のみの運営となつてしまい、今日に至つています。

これまでも言われているように、地域には保育に欠ける幼児もいれば保育に欠けるとは言えない児童も存在します。しかし、同じ小学校に入学する前の時期に一緒に共同して集団的な場に置いておきたいという親の願ひなどもあつてほとんどの幼児は地域の児童センターに入所するという状態になっていることは言うまでもありません。

しかし、児童センターのままでは要望されている給食や延長保育の実施ということにはなかなかならないことも現実の問題としてあります。

だとするならばかつて西根地区で実践してきた保育園と児童センターの併設という方式を復活できないか調査・検討していくことは、私は一つの考え方としてあり得ると思ひます。このような内容の考え方もぜひ調査・検討の中に入れていただきたいと思ひますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

質問の第2は、組織機構改編の考え方についてです。

本定例会に長井市課及び室設置条例の改正案が提案をされています。私は、自立経営対策室を廃止して当該業務を総務課で行うという内容には昨年の3月定例会でも申し上げてきました

ように賛成です。

しかし、同時に提起をされている内容については少なからず疑問を感じます。よつて、以下3点についてお伺いをいたします。

第1点目は、課に室を置くことの方についてです。総務課長の説明では総務課に自立経営対策室を置く。従来のように企画調整課にダム推進係を置き、現在離れている職場を一体化する。同時に、企画調整課内に地域戦略に関することや市町村合併に関すること、そして男女共同参画推進に関すること、あるいは子育て環境推進に関することなどの事務分掌では新たにそれぞれ複数の室を設置するというものであります。

私は、これらの考え方、とりわけ課に室を設置することには疑問を感じています。私は、組織はシンプルで市民にとってわかりやすいものにしていく必要があると考えています。同時に、機能的で効率のよいものにしていくことが大切と思ひます。しかし、このような課に室を幾つもの設置していくということでは組織を複雑化し、わかりにくいものにしてしまひはしないか心配です。単純にそれぞれを係としていくことではいけないのかと私は思ひます。

そこで総務課長に伺ひます。室を課に設置をするという考え方、あるいは室を拡大するという考え方はこれまでどういふ検討や調査が行われてきた結果なのかについて、そして室と係ではどういふ違いがあるのか、どういふ機能や効果を想定をしておられるのかについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

第2点目は、レインボープランの窓口と業務展開について市長に伺ひます。事務分掌を見ますと、レインボープランに関することという業務が企画調整課にも農林課にも掲げられています。総務課長の説明では、「企画調整課ではレインボープラン推進協議会との連絡調整機能を持たせ、農林課ではレインボープランコンポス

+

トセンターの業務が中心になる」ということでありました。長井市のまちづくりの重要な位置づけとなっているレインボープランの業務が分散をされ、それぞれの課で進められるということになることは私は決してよいこととは感じられませんし、職員数が減少している中で業務を分散することは効率的とは言えないと考えます。レインボープランを展開する上では、私はその業務を農林課に一本にしてレインボープランに関するすべての窓口も農林課に置くことこそ今後の展開では必要なことと考えます。レインボープラン推進協議会との間でこういった話し合いがあったのか、そしてなぜこういった判断をされたのかについて市長から率直にお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、子育てはどこで推進をしていくのかについて市長に伺います。

事務分掌では、企画調整課に新たに子育て推進に関するところを追加されました。長井市行政組織規則では福祉事務所の中に子育て支援係が設置をされており、これまではこの福祉事務所で子育てについての業務が展開をされてきています。長井市課及び室設置条例には福祉事務所はありませんから今回の提案上はなかなかわかりにくくなっているわけですが、しかし、私には整理ができません。市長はどのように整理され判断をされたのか、そして具体的にはどこでどのように子育て支援事業を展開されようと考えておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。

私はさきにも申し上げましたが、市民に対する行政サービスは一本にして総合的に展開するということが求められていると考えています。行政サービスの企画や調整部門はこっち、具体的な業務展開は別の課や所で行うということでは機能的とは言えないし、効率的とも言えません。私は子育てについては福祉事務所一本で総合的に展開し、今後は関連する市民課や健康課

にある関連する部門を整理をし、福祉事務所に統合していくという方向を模索することこそ現実的に求められていると考えます。

山形県は今年度から子育てについて総合サイト「やまがたママの安心ナビゲーション」を開設をしています。私はこういう考え方に学んでいく必要があると考えます。とりわけ市町村は具体的な実践と住民に直結した行政サービスが求められるわけですから、こういった考え方は大切だと思います。分散ではなく、将来は子育て部門を統合していく、そして一体的かつ総合的なサービスを提供していく体制の整備に向けた検討こそ求められていると考えますが、市長のお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

質問の第3は、置賜広域行政事務組合についてです。

第1点目は、余熱利用施設建設では整理が必要なのではないかという点について伺います。

来年4月から開業予定の高島町に建設する置賜広域行政事務組合の余熱利用施設については、この間、その建設計画そのもののあり方をめぐっていろいろな議論が交わされていることはご案内のとおりです。私は昨年9月定例会一般質問で余熱利用施設開業後の赤字負担割合の考え方についてお伺いをいたしました。これと同じような疑問が現在、「高島の誇れる未来をつくる会」という住民団体から新たに提供されています。新聞報道によりますと、ことし2月12日に申しあげました高島の誇れる未来をつくる会から高島町長と同町議会議長、そして置賜広域行政事務組合理事長あてに余熱利用施設建設計画の見直しを含む意見書が提出されたとのことであります。

これに対して高島町長は2月25日に記者会見し、来年4月開業を目指し建設を進める考え方を改めて強調しながらも、「住民団体から要望がある取り付け道路建設や赤字負担割合の見直しなどを置賜広域行政事務組合側に要望してい

る」と述べたということでもあります。また、会見に同席した置賜広域行政事務組合理事長、安部米沢市長は、「極力赤字を減らすよう努力し、取りつけ道路は早急に取り組む。赤字ゼロを目指す」と話したということのようでもあります。

私は、この新聞報道を見て、随分と簡単に話をされているなと感じたところです。私の認識では、この間、企画調整課長からお聞きしている報告を見ますと、余熱利用施設の開業による運営収支計画では平成18年10月時点の基礎調査段階では2,670万4,000円の赤字となること、しかし、昨年12月の基本設計段階では、その赤字額は1,839万5,000円に圧縮された計画になっていることというものであります。

この間の総務・文教常任委員会の意見交換で私は、「この年間1,839万5,000円の赤字額については相当無理があるのではないかと申し上げてまいりました。私にとっては無理があると感じる赤字額を2月24日の記者会見では置賜広域行政事務組合理事長と建設の地元である高島町長が「赤字ゼロを目指す」と述べられたわけです。赤字が出ない、このことはだれにも異論がありませんし、当然にして赤字を出さない対応が求められていることは言うまでもありません。しかし、現在の計画で赤字ゼロは可能なのでしょうか。具体的に赤字ゼロとするための対策は何なのでしょう、私は疑問を感じます。

そこで企画調整課長に伺います。申し上げましたように、組合の理事長と高島町長は「赤字ゼロを目指す」と言明されたようです。この間、その赤字ゼロとするための対応策についてはどのように聞かされているのか、また、この間、対応策をどの機関で検討されているのかについてお聞かせをいただきたいと思います。なお、具体的な対応策があれば、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

市長に伺います。市長は2月24日の理事長の発言をどのようにとらえておられるのでしょうか、

か、また理事会では具体的にどういった検討や協議がなされているのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

この3月定例会に議案第18号 権利の放棄についてという議案が提案をされています。これは昨年9月定例会で置賜広域行政事務組合の規約改正をして置賜広域ふるさと市町村圏基金について取り崩しを行うことができることを受けて、具体的に長井市が出資した金額1億1,700万円のうち5,850万円分の権利を放棄し、余熱利用施設の設備事業費の財源に充当するためのものであります。私は、この権利を放棄をする判断をするためにも余熱利用施設の運営収支計画が具体的にどうなるのかについて明らかにしていくことは極めて大切なことと考えます。その意味でも、ぜひ明確にしていきたいと思います。

さらに、取りつけ道路は早急に取り組むということですが、その負担はどうなるのか、財源確保のためにさらに基金からの取り崩しということにつながっていくのかどうかについても明らかにしていきたいと思います。

もう1点、市長に伺います。3月7日に高島の誇れる未来をつくる会から長井市にも、そして私ども市議会にも置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設、余熱利用施設建設計画に関する質問及びご回答要望書が提出をされています。私たち議会も検討して回答していかなければなりません。長井市としてはどのように回答されるお考えなのでしょう、あわせて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第2点目は、ふるさと市町村圏基金の考え方について伺います。

本年1月13日付の朝日新聞の記事を紹介します。複数の市町村が地域振興目的でつくるふるさと市町村圏基金について総務省は、自治体の財源不足穴埋めなどを目的にした取り崩しを認める方針を決めた。取り崩すと基金の存廃問題

+

につながる可能性があるが、市町村から出資金の返還などを求める要望が多いことから総務省が1月10日付で自治体側に伝えた。同基金制度は89年、平成元年に創設、参加市町村の出資金と都道府県の助成金で5億円から20億円規模とし、運用益を地場産業振興や文化振興などに使う。現在、全国に145基金があり、規模は総額約1,500億円。総務省は起債の未返済分を除き取り崩しを認めたという内容のものであります。

私は、自治体の財政状況、とりわけ財源確保策に悩んでいる自治体にとってはもろ手を挙げてというわけにはいきませんが、それでも一つの施策として受け入れたいし、すぐにといいことではないにしても、どう活用していくのかなどについて検討や調整に入る時期が来たと感じたところです。さきに述べたように、置賜広域行政事務組合にもふるさと市町村圏基金があり、長井市も1億1,700万円の出資をしています。そのうち今回の余熱利用施設整備事業に充当するために5,850万円の権利を放棄することとなっても同額の出資金は基金として存在することになるわけです。

そこで、まず企画調整課長に伺います。1つは、長井市の基金への出資金残高5,850万円のうち仮に総務省通知によって取り崩しを行う場合どれくらいの額が取り崩し可能となると考えられるのか、2つは、置賜広域行政事務組合を構成する3市5町はこの基金取り崩しについてどういったスタンスをとっているのか、この間、川西町が歳入として基金取り崩し分を見込んだこともあると聞いたことがあります。どうしたことだったのかについて実態をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、財政課長に伺います。私は、この基金取り崩しによる財源確保策は長井市にとっては本当に必要と考えています。しかし、だからといってすぐに何かの事業に使ってしまうということではいけないとも感じます。財政調整基金

として積み立てを行うとか今後の長井市の事業展開計画を見ながら特定の事業展開の財源にするかなど、いろいろな活用の方法が考えられるわけですが、財政課長はどう構想されているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。私は今後早急に活用策を策定しながら早期の取り崩しを目指す必要があると考えますが、財政課長の考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、市長に伺います。1月10日付の総務省の通知について市長はどのように受けとめられたのか、長井市としては活用する考えはあるか、あるとすれば今後どういう活用を考えておられるのかについて考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

北海道夕張市は、再建計画の中でこの基金取り崩し分を歳入として見込んでいたわけですが、基金を構成する南空知ふるさと市町村圏組合は取り崩しを認めないということになり、夕張市の財政再建計画は見直しということになったという報道もあります。このような事態にならないためにも、私は基金取り崩しの実現に向けて3市5町の合意形成を図るために先頭に立っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、見解をお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員の質問にお答えいたします。高橋議員からは大変多くの貴重なご質問、ご提言をいただきました。私の答弁は12点ほどというふうに思われます。手短に、できるだけ簡潔にお話ししてまいりたいと思ひます。

まず第1点目の、手当を削減してからその後に地区や隣組のあり方を話し合うのではなく、話し合いの後、手当も決めていくべきでないかという点でございますが、これは議員がおっしゃるのはごもっともなんです。これは実は昨年の12月からことしにかけて各地区長会の

皆様に財政に関する説明会を開催させていただきました。また、その前には地区長連合会あるいは衛生組合、納税貯蓄組合、そういった連合会の役員の皆様との懇談を持ちました。この一連の地区長の皆様との話し合いの中で、「隣組あるいは地区の再編についても考えるべきじゃないか」という貴重なご意見をいただいたところでございます。

それに対して私ども、特に総務課長の方からは、「地区あるいは隣組というのは歴史的なものがあったり、また各地区の独自の組織であるということから行政側からはなかなかそういったことは申し上げにくかったんだ」という話をしたところ、「いや、もうそういう時代じゃないからぜひ今後進めるべきでないか」ということをご提言いただいたと。その後、今回施政方針の中で、20年度以降、大道寺議員あるいは蒲生光男、吉夫議員からもご指摘いただいたように、地区の方でも隣組自体がかなり変わってきているということから20年度に見直しをさせていただくということでございます。

今回の手当に関することにつきましては、以前にもお話ししましたように費用弁償の部分でございますので、そういった意味からは、大変申しわけなかったんですが、行革の推進委員会の提言あるいは集中改革プランによりまして20年度は本当に財政的に正念場ということから今回上程させていただいたところでございます。そんなことでご了解いただければありがたいなというふうに思っております。

次、2点目の、これも関連でございますが、隣組のあり方の一定の基準を明らかに示す必要があるのではないかとということにつきましては、隣組あるいは地区の戸数ですね、現在はおおむね30世帯あたりを基準にしているようですが、これらについてもやはり話し合いを重ねながら地区の方からお話をいただいて、そして具体的な方針を固めていくべきじゃないのかなと。行政

の方から一方的にはなかなか難しいんじゃないかと思っておりますので、これも20年度にぜひ進めてまいりたいと思っております。

次、3点目の組織機構の変更で、工事検査係を財政課の所管とすることについて、これは独立させた方がいいんじゃないかというようなご提言でございます。確かに議員ご指摘のとおり、今まで会計課の中にあったということも決して正しいあり方じゃなかったろうし、あるいは財政課もそれでいいかということ、やはり独立させるのが一番いいということはおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、職員が本当に300名そこそこに減っておりますし、また今1人で検査係を行っていただいておりますので、1人の課として独立させるというのはかなり問題があるんじゃないかなと思っておりますので、やはり最善の策といたしましては、今、会計課が1階にあって検査係2階にございますので、これまるっきり独立させていたわけでございますけれども、財政課と一体となって行っていくのがいいんじゃないかというような考え方でおります。

次、4点目でございますが、提案を取り下げて計画をつくり、十分な説明の後、再度提案と思うが、市長の見解はと。これは児童センター並びに学童クラブの料金の改定についてでございますけれども、繰り返しになりますけれども、使用料の見直し、負担金とすることについての見直し、あるいはその金額のアップにつきましても集中改革プランと、それから行革の推進委員会の提言もございまして、平成20年度の予算の編成の段階でやはりこれらをすべて組み込まないと予算がなかなか組めない状況だったというふうに思います。

私、就任して1年3カ月になりますけれども、まず私と副市長の報酬のカットから始まりまして、19年度につきましては下水道料金をアップいたしました。これは前市長がずっと先送りしてきたものをせざるを得ないという状況でござ

+

います。また20%の、すべて義務的経費以外はシーリングをかけましてかなり厳しい予算編成を19年度させていただいたわけです。加えて、それでも足りなくて特定目的基金から繰替運用をさせていただいたわけですが、それに加えて職員の給与カットをようやく数度の交渉、事前交渉は10回ぐらいになると思いますけども、それで重ねてようやく合意をいただいたと。

また、その前には特別職、議会を始め皆様から4%、5%カットいただいて、そしてそれでも間に合わないということで、20年度、集中改革プランを自立経営対策室を立ち上げて、それで何とか予算を組むことができた。それも幸いにも総務省の方の、いわゆる総体の地方交付税が5年ぶりにふえたということにも助けられて何とか組めた予算だったので、当初からやはり、地区長の手当もそうなんです、それに基づいていかないと20年度の予算はなかなか厳しいと、編成できないというところからでございますので、その点もぜひご配慮いただければ、ご考慮いただければありがたいと思います。

5点目の保育計画は妊婦から出産、幼児、中学卒業まで総合的な子育てプランとして位置づけながら具体化すべきということでございますが、議員ご指摘のとおりでございます、私もそうすべきであろうと。しかし、地区長連合会の方からの要望書の中では、議員のご指摘のとおり組織の簡素化を図るべきだと、10ないし15ぐらいの課にすべきだと。

私も市民の利便性の向上が第一でございますので、そういった意味からも本来であれば子育て課とか子供課を設けて一貫してやりたいんですが、そこまでいかないと。しかし、今の組織の中では残念ながら横の連絡が十分にとれてると言えないような組織だと私は思っております。この組織のあり方についても20年度に見直しますが、その20年度については企画調整課の中に子育てに関する環境を整えるという意味で企画

調整の方に教育委員会と福祉事務所、それから健康課あるいは市民課と、そういった部分の調整をするような機能を持たせてまいりたいというふうに思っております。

6点目の児童センターについて、西根地区でやった保育園と児童センターの併設方式を復活できないかということでございますが、これは保育に欠ける児童あるいは保育に欠けるとは言えない児童も同じ場所での入学前の集団生活になじむとのことで併設されていたと聞いておりますので、これはあり方として、ぜひこれも検討していかなくちゃならないというふうに思います。ありがとうございます。

次に、7点目のレインボープランの窓口と業務展開についてでございますが、レインボープランが提唱する「循環」の理念あるいは「ともに」または「土は生命のみなもと」という考え方、3つの基本理念は、これから21世紀型の地域社会のあり方として長井が誇れるものだというふうに思っています。そういった意味ではまちづくりの理念であると、循環の理念ということも大きな柱でございますので、企画調整課でこれは所管したいと。

それで、これを農林課の方にした部分につきましては、まず1つは、レインボープランの農産物のブランド化を進めていると。それでレインボープランの新しい認証を農林課の方でやります。これはレインボーの里からというもの。それと認証制度についてはレインボープラン推進協議会の方で業務として担っていただきますけども、それに関する認証についても今まで企画調整課で持っておりました。特にことは特許のその更新についても農林課の方に任せると。ただ、レインボープラン推進協議会の方からは、「ぜひこれはまちづくりなので市の企画調整課の中にも窓口を置いてほしい。コーディネートしてほしい」というような要望がございまして、レインボープランの循環の理念をまちづく

りに生かすという視点からも2つという変則ではございますが、企画調整課にも置かせてもらったということでございます。

8点目、子育てはどこで推進するのかということでございますが、先ほども申し上げましたが、私は本来であれば子供課とか子育て支援課とか、そういったあり方が望ましいと、それぐらいやはり我々の地域の宝である子供については十分な政策をとっていきたいんですが、残念ながらそこまでできるような人員体制でも市の大きさでもないということから、やはり企画調整課が調整を行いながら、従来どおり健康課、それから市民課で就学前までは、そして就学後は教育委員会に引き継いでやっていくという考え方でいきたいと思っております。そして総合的な政策調整を企画調整課内で行ってまいりたいと思っております。

次に、8点目でございますが、ごめんなさい、9点目ですね、済みません。

○佐々木謙二議長 市長に申し上げますが、簡潔にお願い申し上げます。

○内谷重治市長 はい。2月4日、理事会の発言内容ということでございますけども、屋内施設とパークゴルフ利用を分けて負担割合を計算したらどうかという提案について、収支は一本化するということで決定したところでございます。具体的な数値が示していないなどの点からでございます。

次に、10点目の余熱利用施設収支計画はどうなるかということでございますが、これは高島の誇れる未来をつくる会から2月12日に余熱利用施設建設計画に関する意見書がありました。この内容につきましては割愛させていただきますが、これを受けまして置賜広域行政事務組合は2月の25日、記者会見を行ったと。理事長、高島町長が予定どおり建設を進めることを表明し、施設の収支計画について理事長は「赤字を少なくしていきたい」と、高島町長は「極力ゼ

ロに近づけていくことが重要だ」というようなことを発言されております。アクセス道路は、理事長が実現できるよう努力すると発言しております。取りつけ道路については現河川ルートのほか2つのルートが案として要望されておりますが、余熱利用施設としての占有も必要で、国土交通省との協議も必要だと、何よりも交通量を検討してから整備を検討するものと考えております。

11点目の3月7日の高島の誇れる未来をつくる会への回答はということでございますが、この件については長井市の方には要望書をいただいております。施設の負担割合につきましては、昨年12月6日の理事会で示された1,839万5,000円が基本でございますが、平等割、利用者割合が1対9と考えており、そういう議論であるということを承知しております。

理事長は2月25日、先ほど申し上げましたように負担割合で理事会で相談するというふうに表明しておりますが、これまでも置賜広域行政事務組合、高島町では住民に説明してきてると、理事会で議論を尽くしてきたということで、今後、理事会の課題に上げるということではなく、相談されました場合に検討してまいりたいと。一たん決定した内容は基本的には覆されないでいくという考え方で対応したいというふうに思っております。これは高島の誇れる未来をつくる会への回答も、もしあった場合、同様だというふうに考えております。

最後の12点目でございますが、基金の取り崩しについて現段階では総務省の考えは以前より前進しているということでございますが、夕張の件がどのぐらい影響するのか、まずは情報をとって、その後、具体的な活用策について検討すべきなのかなど。ちょっと情報が今のところ不足しておりますので、早急に情報を収集して検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

+

○佐々木謙二議長 平 進介総務課長。

なお、これから答弁される当局の皆さんに申し上げますが、要点をまとめて簡潔にお願いいたします。

○平 進介総務課長 高橋議員のご質問にお答え申し上げます。

課に室を置くことの方針ということでございますが、今年度、自立経営対策室を設置しまして自立計画の改定版という見直しを図ることができました。そうした中で、内部的にも削減効果を見込むことができましたし、このたびの条例提案というふうになっております。そうしたことから、自立経営対策室を設置してまだ1年ではございますけれども、方向性を定めまして一つの大きな区切りとなったものというふうに思っております。

また、さらに大きな課題といたしまして、昨年末に地区長連合会から要望書が出されております。ただいま市長からもありましたとおり3つの要望の中に行政組織の見直しということがありまして、課の数を減らすというご要望でございました。そのご意向を十分にしんしゃくしまして、市長の政治判断ということで、今回、課と並列の組織としては廃止するというふうに考えております。しかしながら、改定版であります集中改革プランにつきましては今後ともしっかりと進捗管理をしなければならないということでもありますので、重要性を持つ計画であるというふうな認識に立って、これを行う管理をする部署については係より上位の室というふうなことで、県の例などを参考に位置づけさせていただくものでございます。

なお、先ほど高橋議員から企画調整課に複数の室というふうなことでありましたが、前の協議会の方で私の説明不足で大変申しわけございませんが、企画調整課に1つの室でございますので、企画調整課に1つ、そして自立経営対策室の今回2つのところを考えてございます。い

ずれも長井市として取り組んでいかなければならない重要な課題であるというふうなことで、職員の間においても認識し合い、そして市民の方々にもアピールするという効果を持つ組織として位置づけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐々木謙二議長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 ふるさと市町村圏基金の考え方についてということでご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

ふるさと市町村圏基金の設置目的は、先ほど触れられておりましたように、置賜広域市町村圏の計画的、一体的な振興整備を図るためということでありまして、これまではあくまでも果実によって事業を実施してきたというふうに認識しているところでございますが、このたびの取り崩しにつきましては県や総務省などと協議を重ねてきた結果、総務省の通知などにもよりまして、取り扱いが柔軟になってきているということがございます。このような中で、承認をされてきたということで理解をしているところです。

今後、全額を取り崩すことができるかどうかということにつきましては、基金の設置目的でもある置賜広域市町村圏の計画的、一体的な振興整備をどのように図っていくかということなどにつきまして構成団体などと協議をし、よく検討してみなければならないということを思っておりますか、実際には難しいのではないかとというふうに思っております。

また、取り崩しが可能な場合であっても、今回の総務省の通知によりますと、広域行政機構及び構成市町村の事業実施に必要な限度においてという条件が付されておりますことから、事業に必要な取り崩しを行いまして財政調整基金に積み立てるということなどは、もっと難

しいことであるというふうに考えているところでございます。以上です。

○佐々木謙二議長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 高橋孝夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、赤字ゼロにするための対応はどのように検討されたかということでございますが、こちらについては、私どもには2月28日に置賜広域行政事務組合から連絡が入った状況でございます。ただいま市長が申したとおり理事長が理事と相談したいという状態だと思っておりますので、具体的な対応はございません。

あともう1点、基金の取り崩しについては、ただいま財政課長が申し上げたとおりでございます。なかなか現実的には難しいところがあるかと思えます。

もう1点の置賜広域行政事務組合で構成する団体で取り崩しについてどういったスタンスかということですが、これについても1月の31日に、速報で国の態度がわかった、先ほどの総務省のお話がわかった程度でございます。具体的な検討はございません。また川西町が基金取り崩しを見込んだこともあるということなんです。私も直接は聞いたことはございませんが、二、三年前に検討したのかなというふうに思っています。ただ、これは実現していないものというふうに認識しております。以上です。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 私からは保育所と児童センターの併設についてお答えさせていただきます。

西根地区では、昭和61年まで児童館と保育園が同じ場所に並んであったということを記憶しております。当時、児童館としては比較的所得のある世帯で、また保育に欠けるとは言えない方々、いわゆる保育園への入所基準にない方から使用料として一定額をいただいていたということ、それから一方、保育園では比較的所得の低

い方の児童を措置というふうな形で入所保育していたと、いわゆる保育に欠けるなどの児童を受け入れていたということでございます。もちろん認可保育園ということでもございましたので、給食も出していたし、児童館も同じく給食を出していたと思われまけれども、今後の児童センターの方向として、延長保育や給食も含めて検討していかなければならないとは思っておりますが、このような運営方式が取り入れることが可能なのか、福祉事務所で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木謙二議長 高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 市長に2点だけお聞かせをいただきたいと思えます。

まず、ふるさと市町村圏基金の取り崩しの関係です。財政課長のお話では、いろいろ条件があるのだというふうにお聞かせいただいたわけですが、そうだと思います。ただ、この間ずっと緩くなってきたことは確かなんですね。おれ正直言えば欲しい、欲しいっていうか、今でも欲しいっていうのが本音だと思うんですね。それをほかに、だけど、使われてはちょっと私は困ると思ってます。

1つだけ聞きますが、これ活用しやすくするという、とにかく取り組みを進めていかないとなかなかこれは実現しないと思うので、この私は先頭に立ってもらいたいと、書いたとおりでありますが、私はその決意をまず聞きたいのが1つです。

もう一つは、児童センターの負担金の関係で、今回初めて市長の答弁では、「いや、予算編成大変だったんだ」という話が出てきました。そのことも考慮してほしいということだとすると、とにかく提案したからあとは議会で判断してくれという中身にとるしかないということなのか、そこだけお聞かせをいただいて、質問を終わります。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

+

○内谷重治市長 お答えいたします。

ふるさと市町村圏の基金につきましては、置賜広域行政事務組合の中でも、ぜひこれをそれぞれの自治体で有効に活用できるように話し合いといいますか、検討するように呼びかけてまいりたいというふうに思います。

あと2点目につきましては、あとは議会に任せたと非常に投げやりな無責任な考え方でなくて、どっかの時点では認可保育所と同じような料金体系をとらないと私はだめだろうと思っております。ただし、今回は準備等々、行革の集中改革プランとか、そういったものを大体まとめ切ったのが、行革の推進委員会もそうなのですが、9月末ぐらいまでかかってしまいました。10月からは、今度それぞれ地区長会であったり、いろんな団体への説明等々を行ったんですが、残念ながら今回保護者の皆様に十分な説明ができなかったという部分については非常に反省しております。何とかこの部分は議会の皆様にもご理解いただいて、ただ、ケースによってはこれからいろんな意味で見直しをかけながら、今度は料金を改定することなしにサービスの部分を上げられるような、そんなことを早急に検討すべきというふうに考えております。

竹田博一議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位9番、議席番号1番、竹田博一議員。

(1番竹田博一議員登壇)

○1番 竹田博一議員 私は、通告しております3点について順次質問をいたします。

最初に、フラワー長井線について、市長並びに企画調整課長に質問いたします。

フラワー長井線は、昭和63年にJRより鉄道

施設等の無償譲渡を受け、新車両にて営業した山形鉄道株式会社も19年余りたちました。以来、地域の重要な交通機関としての役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年は車社会や少子化の影響で乗客数の減少、特に乗客の中心である高校生が大幅に減少しております。そのため経営状況は非常に厳しく、経常利益は毎期赤字を計上し、各種補助金による支援に頼っている状態です。特にここ数年は基金からの損失補てんの補助金額が増加したため基金残高も減少し、新たな支援体制の検討に入っている状態です。経営改善計画を15年度より実施し、コストの大幅な削減や各種イベント、旅行の手配、グッズ販売等、できる限りの最大の努力を行っている状態です。

しかしながら、今の状態のままでいけば、やがて基金も底をつくことになりかねません。そして一番大事なことであるお客様の安全性から、保線、駅舎、鉄橋の補修、列車の更新などの問題が山積みの中で長井線を存続していくには、市民に危機感を持って利用数の拡大に努めてもらうことと同時に、県から、そして沿線自治体からの継続的な支援をいただくことが不可欠であります。フラワー長井線は、通学する高校生にとってなくてはならないものであります。体力があるうちの有効な策はあるのか、お伺いいたします。

次に、観光事業の基本的な考え方について市長、商工観光課長に質問いたします。

3月に入り、大雪であった雪の量も徐々に減って、少しずつではありますが、春の気配が感じられるようになりました。国の天然記念物である樹齢1,200年の久保の桜の芽も少しずつ膨らみ、あと1カ月ぐらいたてば見事な花を咲かせることと思います。多くの観光客でにぎわうことを念ずるところであります。

そこでお伺いします。一般会計予算の雑入で観光事業協力金500万円を見込んでおりますが、